

生活扶助基準の体系の検証について

1 検証作業の進め方

1 検証作業の進め方

第43回資料1 「令和4年度における生活保護基準の検証作業の進め方」抜粋 (1/2)

2. 生活扶助基準の水準等の妥当性の検証

(1) 基本的な考え方

○ 生活扶助基準は、「標準世帯」に係る基準額を基軸として級地、世帯人員数及び世帯員の年齢階級の別に基準額が設定されていることから、この基準体系（較差）について、これまでも級地、世帯人員数及び世帯員の年齢階級ごとの消費実態の較差との比較による検証を行ってきたところであり、今回も、過去の検証手法を踏襲して同様の検証を行う。

※ 個人単位の生計費である第1類の経費は、級地、世帯人員数及び年齢階級の別に基準額が設定され、世帯共通的な経費である第2類の経費は、級地及び世帯人員数の別に基準額が設定されていることを前提に、それぞれの体系に沿って検証を行う。

※ 生活扶助基準における級地区分については、「生活保護基準における級地区分の検証に係る分析結果のまとめ」（令和3年9月21日生活保護基準部会）を踏まえ、現在、厚生労働省において、級地の階級数及び個別の級地指定のあり方について自治体等と調整しながら検討しており、今後、厚生労働省が基準の設定を行う際には、見直し後の級地区分を前提としたものとなる。生活保護基準部会において現行基準と消費実態の級地間の較差の比較検証を行うにあたっては、現行の6階級の級地区分を前提とした消費実態の較差のほか、検証時点で見込まれる級地区分（階級数及び個別の級地指定）を踏まえた消費実態の較差を用いることが考えられる。

第43回資料1 「令和4年度における生活保護基準の検証作業の進め方」抜粋 (2/2)

(2) 作業内容

③生活扶助基準の較差の検証

- ・ 級地、世帯人員数及び世帯員の年齢階級ごとの消費実態の較差との比較による検証は、これまでの検証手法を踏襲して行う。
具体的には、2019年全国家計構造調査の個別世帯のデータを用いて、低所得世帯(※)を対象として、第1類相当支出及び第2類相当支出のそれぞれについて、各世帯の世帯構成、級地、収入及び資産等を説明変数とする回帰分析を行い、その結果を基に消費実態の較差(指数)を推計し、当該推計結果と現行の生活扶助基準における較差を比較することにより評価・検証を行う。
※ 平成29年検証においては、生活保護を受給していると推察される世帯を除く世帯のうち、1人あたり年収階級第1・十分位の世帯を分析対象とした。
- ・ この際、展開手法の改善の観点から必要がある場合には、参照する所得階層や具体的な説明変数の設定などの回帰分析の細部について、採り得る方法を生活保護基準部会においてあらかじめ検討し、当該方法による結果を、従前の方法による結果と併せて算出する。
- ・ また、上記の方法による消費実態の較差の推計が、多様な世帯類型の消費実態の較差を反映したものであるかを確認する観点から、参考とすべき指標について検討を行い、その状況を確認する。

2 従前の方法と併せて追加的に行う算出作業（案）

2 従前の方法と併せて追加的に行う算出作業（案）

（1）改善の観点（1／2）

① 世帯人員数・年齢構成に関する変数について

- 各体系別の消費較差を同一の回帰式から算出する観点から、
 - ・ 世帯人員別の較差指数を算出するための世帯人員数に関する説明変数
 - ・ 年齢別の較差指数を算出するための各年齢階級の構成割合を同時に説明変数として設定する。
- この際、世帯人員別の較差が特定の関数に従うことを前提としないよう、世帯人員数に関する説明変数については、世帯人員数ダミーを用いる。なお、多人数世帯については、サンプルサイズが小さいことから、分析の対象範囲を5人以下の世帯とする。

※ 過去の生活保護基準部会の検証報告書においても、世帯人員別の指数は、5人以下の世帯について示している。

《世帯人員別の標本世帯数》

単身	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上
8,590	15,562	8,086	6,319	2,131	543	193

※ 2019年全国家計構造調査による特別集計。生活保護を受給していると推察される世帯を除く。

2 従前の方法と併せて追加的に行う算出作業（案）

（1）改善の観点（2／2）

② 収入・資産・家賃に関する変数について

- 収入に関する説明変数については、多重共線性等の問題により係数を不安定にする懸念があることに加え、回帰分析にあたっては対象範囲を低所得世帯に限っていることから、収入に関する説明変数（※）は除外する。

※ 回帰分析による場合、前回平成29年検証においては、収入に関する説明変数として \ln ([世帯員一人あたりの年収])が用いられていた。

- 資産に関する説明変数については、対象範囲を低所得世帯に限ったとしても、収入のみでなく資産の取り崩しを生活に充てる世帯もあることから、資産に関する説明変数は引き続き設定する。ただし、負債額の8割以上は住宅ローンであり、実際にはそうした負債額に見合う住宅を資産として保有していることが見込まれることから、資産に関する説明変数は、ネット資産額（貯蓄現在高－負債現在高）を用いるのではなく、 \ln (貯蓄現在高)によることとする。

	金額	構成比
金融負債残高	4,559 千円	100.0%
住宅・土地のための負債	3,879 千円	85.1%
住宅・土地以外の負債	450 千円	9.9%
月賦・年賦	230 千円	5.0%

※ 2019年全国家計構造調査 家計資産・負債に関する結果による全世帯に係る値。世帯あたりの平均額。

- 家賃に関する説明変数（ \ln ([家賃・地代支出])）については除外し、消費行動に影響が見込まれる持ち家の有無について、ダミー変数を設定する。

2 従前の方法と併せて追加的に行う算出作業（案）

（2）消費実態の分析の用いる回帰式

○ （1）の観点を踏まえ、消費実態の分析には下表の回帰式を用いる。

【 回帰式 】

	第1類	第2類
被説明変数	ln(第1類相当支出)	ln(第2類相当支出)
説明変数	2人世帯ダミー 3人世帯ダミー 4人世帯ダミー 5人世帯ダミー	2人世帯ダミー 3人世帯ダミー 4人世帯ダミー 5人世帯ダミー
	0～5歳の構成割合 6～11歳の構成割合 12～17歳の構成割合 65～74歳の構成割合 75歳以上の構成割合	
	1級地2ダミー 2級地1ダミー 2級地2ダミー 3級地1ダミー 3級地2ダミー	1級地2ダミー 2級地1ダミー 2級地2ダミー 3級地1ダミー 3級地2ダミー
	ln(貯蓄現在高) 持ち家ダミー	ln(貯蓄現在高) 持ち家ダミー
	対象範囲	生活保護を受給していると推察される世帯を除く世帯のうち「世帯員1人あたり収入」に関して第1・十分位に属する世帯。このうち、世帯人員数が5人以下の世帯を対象とする。

※ 「第1類相当支出」と「第2類相当支出」のそれぞれについて、99%tile値（集計用乗率を加味）を超える世帯については、99%tile値に置き換える（トップコーディング）。

※ 自然対数ln(*)を用いる指標については、もとの値が1未満の場合はln(*)=0とする。

※ 回帰分析にあたっては重み付けを行わない（集計用乗率を加味しない）。

※ 第1類相当支出、第2類相当支出のいずれかが0円の世帯は分析の対象としない。

2 従前の方法と併せて追加的に行う算出作業（案）

（3）消費較差指数の算出

○ （2）の式による回帰分析結果を用いて、下表のとおり消費較差の指数を算出する

【消費実態の較差指数の算出方法】

		第1類	第2類
年齢別較差	0～5歳	$\exp([0\sim 5\text{歳の構成割合の係数}])$	
	6～11歳	$\exp([6\sim 11\text{歳の構成割合の係数}])$	
	12～17歳	$\exp([12\sim 17\text{歳の構成割合の係数}])$	
	18～64歳	1	
	65～74歳	$\exp([65\sim 74\text{歳の構成割合の係数}])$	
	75歳以上	$\exp([75\text{歳以上の構成割合の係数}])$	
級地間較差	1級地1	1	1
	1級地2	$\exp([1\text{級地2ダミーの係数}])$	$\exp([1\text{級地2ダミーの係数}])$
	2級地1	$\exp([2\text{級地1ダミーの係数}])$	$\exp([2\text{級地1ダミーの係数}])$
	2級地2	$\exp([2\text{級地2ダミーの係数}])$	$\exp([2\text{級地2ダミーの係数}])$
	3級地1	$\exp([3\text{級地1ダミーの係数}])$	$\exp([3\text{級地1ダミーの係数}])$
	3級地2	$\exp([3\text{級地2ダミーの係数}])$	$\exp([3\text{級地2ダミーの係数}])$
世帯人員別較差	単身	1	1
	2人	$\exp([2\text{人世帯ダミーの係数}])$	$\exp([2\text{人世帯ダミーの係数}])$
	3人	$\exp([3\text{人世帯ダミーの係数}])$	$\exp([3\text{人世帯ダミーの係数}])$
	4人	$\exp([4\text{人世帯ダミーの係数}])$	$\exp([4\text{人世帯ダミーの係数}])$
	5人	$\exp([5\text{人世帯ダミーの係数}])$	$\exp([5\text{人世帯ダミーの係数}])$

2 従前の方法と併せて追加的に行う算出作業（案）

（4）回帰分析に関する補足（1 / 3）

① 対象とする世帯について

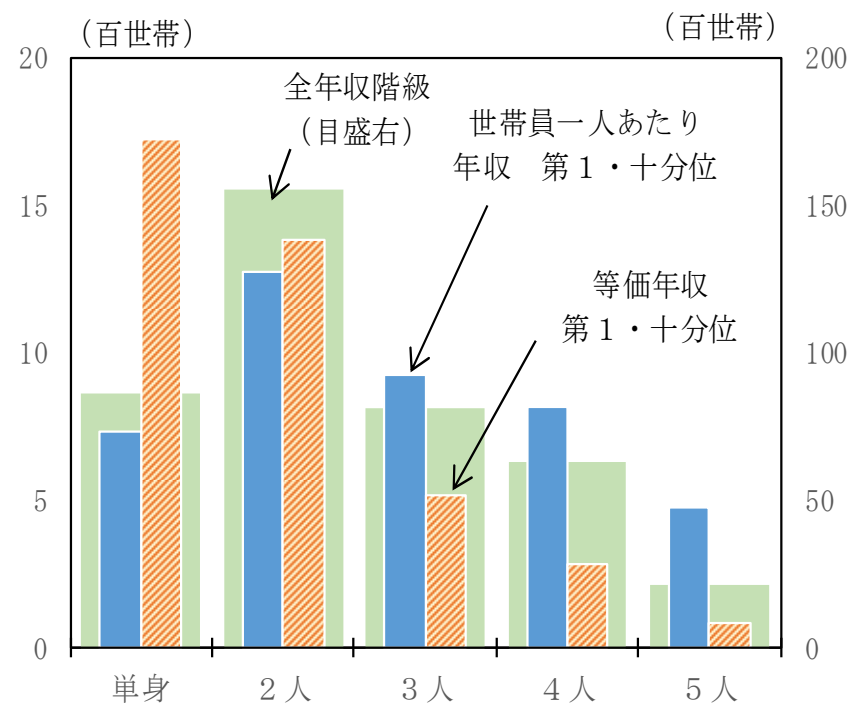
回帰分析の対象とする世帯については、世帯人員ごとに対象となる世帯の割合を考慮し、引き続き世帯員1人あたり収入に関して第1・十分位を対象として行う。

《世帯人員別の標本世帯数》

	単身	2人	3人	4人	5人
世帯員1人あたり年収 第1・十分位	736 [8.6%]	1,274 [8.2%]	924 [11.4%]	816 [12.9%]	474 [22.2%]
等価年収 第1・十分位	1,725 [20.1%]	1,379 [8.9%]	515 [6.4%]	280 [4.4%]	88 [4.1%]
全年収階級	8,590 [100.0%]	15,562 [100.0%]	8,086 [100.0%]	6,319 [100.0%]	2,131 [100.0%]

※ 2019年全国家計構造調査による特別集計。生活保護を受給していると推察される世帯を除く。

※ 表中の [] 内は、世帯人員数ごとの全収入階級の標本世帯数に対する割合。



2 従前の方法と併せて追加的に行う算出作業（案）

（4）回帰分析に関する補足（2／3）

② 隣接階級間で有意な較差が認められない場合

年齢階級、世帯人員数、級地のそれぞれについて、隣接階級間で有意な較差（水準5%）が認められない場合、当該階級間に較差がないことを仮定した指数についても、併せて算出して確認する。

《例》0～5歳と6～11歳の階級間に有意な較差が認められない場合

【 回帰式中の年齢構成に関する変数 】

0～5歳の構成割合
6～11歳の構成割合
12～17歳の構成割合
65～74歳の構成割合
75歳以上の構成割合



0～11歳の構成割合
12～17歳の構成割合
65～74歳の構成割合
75歳以上の構成割合

【 消費実態の級地間較差指数の算出方法 】

0～5歳	$\exp([0～5歳の構成割合の係数])$
6～11歳	$\exp([6～11歳の構成割合の係数])$
12～17歳	$\exp([12～17歳の構成割合の係数])$
18～64歳	1
65～74歳	$\exp([65～74歳の構成割合の係数])$
75歳以上	$\exp([75歳以上の構成割合の係数])$



0～5歳	$\exp([0～11歳の構成割合の係数])$
6～11歳	$\exp([0～11歳の構成割合の係数])$
12～17歳	$\exp([12～17歳の構成割合の係数])$
18～64歳	1
65～74歳	$\exp([65～74歳の構成割合の係数])$
75歳以上	$\exp([75歳以上の構成割合の係数])$

2 従前の方法と併せて追加的に行う算出作業（案）

（4）回帰分析に関する補足（3／3）

③ 検証時点で見込まれる級地区分について

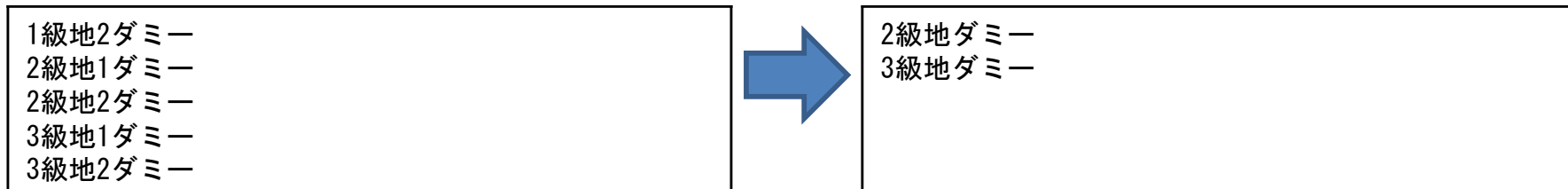
《第43回資料1「令和4年度における生活保護基準の検証作業の進め方」抜粋》

生活保護基準部会において現行基準と消費実態の級地間の較差の比較検証を行うにあたっては、現行の6階級の級地区分を前提とした消費実態の較差のほか、検証時点で見込まれる級地区分（階級数及び個別の級地指定）を踏まえた消費実態の較差を用いることが考えられる。

検証時点で見込まれる級地区分を踏まえた消費実態の較差については、当該級地区分に応じて、下記の例のように回帰式の級地ダミー変数や較差指数の算出方法を置き換えて指数を算出する。

《例》見込まれる級地区分が1～3級地の3区分である場合

【 回帰式中の級地ダミー変数 】



【 消費実態の級地間較差指数の算出方法 】

1級地1	1	➔	1級地	1
1級地2	$\exp([1級地2ダミーの係数])$		2級地	$\exp([2級地ダミーの係数])$
2級地1	$\exp([2級地1ダミーの係数])$		3級地	$\exp([3級地ダミーの係数])$
2級地2	$\exp([2級地2ダミーの係数])$			
3級地1	$\exp([3級地1ダミーの係数])$			
3級地2	$\exp([3級地2ダミーの係数])$			

3 世帯類型間の消費較差の反映状況の確認（手法案）

3 世帯類型間の消費較差の反映状況の確認（手法案）

確認手法（案）

- 算出した較差指数が多様な世帯類型の消費実態の較差を反映したものとなっているかを確認する観点から、特に世帯の人員数だけでなく年齢構成によっても水準が異なる第1類については、参考として、複数の世帯類型における第1類相当支出の平均（※）から「実データによる世帯類型間の較差」を算出し、回帰分析の結果から算出した較差指数による「年齢別較差指数の平均×世帯人員別較差指数」と比較して確認を行う。

※ 第1類相当支出の対数について、回帰分析の説明変数とした要因のうち、年齢構成と世帯人員数以外の要因（級地、資産額、持ち家の有無等）による影響を除去した上で平均を算出する。なお、平均を算出するにあたっての対象範囲や重みづけは、回帰分析にあたって設定した対象範囲及び重みづけによる。

【イメージ】

	実データによる世帯類型間の較差	年齢別較差指数の平均×世帯人員別較差指数
若年単身世帯	***	***
高齢単身世帯	***	***
若年夫婦世帯	***	***
高齢夫婦世帯	***	***
夫婦子1人世帯	***	***
夫婦子2人世帯	***	***

《参考》平成29年検証における消費較差(指数)の推計方法

《参考》平成29年検証における消費較差(指数)の推計方法

(1) 年齢別較差の指数 (第1類)

○ 下記の回帰式Aによる第1類費相当支出についての回帰分析結果を用いて、 $\exp([\text{**} \sim \text{**} \text{歳人員数の係数}])$ により年齢別較差の指数を算出。

【回帰式A】

	第1類
被説明変数	ln(第1類相当支出)
説明変数	0～5歳人数 6～11歳人数 12～17歳人数 18～64歳人数 65～74歳人数 75歳以上人数 世帯人員数の2乗 ----- 1級地1ダミー 1級地2ダミー 2級地2ダミー 3級地1ダミー 3級地2ダミー ----- ネット資産額 (貯蓄現在高－負債現在高) ln(世帯年収) ln(家賃・地代支出)
対象範囲	生活保護を受給していると推察される世帯を除く世帯のうち「世帯員1人あたり収入」に関して第1・十分位に属する世帯であって、第1類相当支出及び第2類相当支出がともに1円以上計上されている世帯。

- ※ 「第1類相当支出」について、99%tile値(集計用乗率を加味)を超える世帯については、99%tile値に置き換える(トップコーディング)。
- ※ 自然対数ln(*)を用いる指標については、もとの値が1未満の場合はln(*)=0とする。
- ※ 回帰分析にあたっては重み付けを行わない(集計用乗率を加味しない)。

《参考》平成29年検証における消費較差(指数)の推計方法

(2) 級地間較差の指数

- 第1類相当支出については前頁の回帰式Aによる回帰分析結果、第2類相当支出については下記の回帰式Bによる回帰分析結果を用いて、それぞれ $\exp([\text{級地ダミーの係数}])$ により級地間較差の指数を算出。

【回帰式B】

	第2類
被説明変数	ln(第2類相当支出)
説明変数	世帯人員数 世帯人員数の2乗 ----- 1級地1ダミー 1級地2ダミー 2級地2ダミー 3級地1ダミー 3級地2ダミー ----- ネット資産額 (貯蓄現在高-負債現在高) ln(世帯年収) ln(家賃・地代支出)
対象範囲	生活保護を受給していると推察される世帯を除く世帯のうち「世帯員1人あたり収入」に関して第1・十分位に属する世帯であって、第1類相当支出及び第2類相当支出がともに1円以上計上されている世帯。

- ※ 「第2類相当支出」について、99%tile値(集計用乗率を加味)を超える世帯については、99%tile値に置き換える(トップコーディング)。
- ※ 自然対数ln(*)を用いる指標については、もとの値が1未満の場合はln(*)=0とする。
- ※ 回帰分析にあたっては重み付けを行わない(集計用乗率を加味しない)。

(3) 世帯人員別較差の指数

① 実データによる方法

各世帯の「第1類相当支出」「第2類相当支出」のそれぞれについて下表の方法により調整(※)し、その支出額の世帯人員数別の平均値(集計用乗率を加味)の較差により指数を算出。

※ 世帯の年齢構成や級地区分、住宅費の状況が同程度であると想定したときの消費をもとに世帯人員別の指数を算出するもの。

【消費支出額の調整方法】

第1類相当支出	第2類相当支出
<p>[第1類相当支出] ÷ [年齢別較差の指数の平均(※)] ÷ [級地間較差の指数] ÷ exp([ln(家賃・地代支出)の係数] × [ln(家賃・地代支出)])</p> <p>※ 年齢別較差指数の平均は次式により算出</p> $\left(\begin{aligned} & [0\sim 5\text{歳の較差指数}] \times [0\sim 5\text{歳人数}] \\ & + [6\sim 11\text{歳の較差指数}] \times [6\sim 11\text{歳人数}] \\ & + [12\sim 17\text{歳の較差指数}] \times [12\sim 17\text{歳人数}] \\ & + [18\sim 64\text{歳の較差指数}] \times [18\sim 64\text{歳人数}] \\ & + [65\sim 74\text{歳の較差指数}] \times [65\sim 74\text{歳人数}] \\ & + [75\text{歳以上の較差指数}] \times [75\text{歳以上人数}] \end{aligned} \right) \div [\text{世帯人員数}]$	<p>[第2類相当支出] ÷ [級地間較差の指数] ÷ exp([ln(家賃・地代支出)の係数] × [ln(家賃・地代支出)])</p>

《参考》平成29年検証における消費較差(指数)の推計方法

(3) 世帯人員別較差の指数

② 回帰分析による方法

第1類費相当支出、第2類費相当支出のそれぞれについて、下記の回帰式Cによる回帰分析結果を用いて、次式により指数を算出。

$$\exp([\text{世帯人員数の係数}] \times [\text{世帯人員数}] + [\text{世帯人員数の2乗の係数}] \times [\text{世帯人員数の2乗}])$$

【回帰式C】

	第1類	第2類
被説明変数	ln(第1類相当支出)	ln(第2類相当支出)
説明変数	世帯人員数 世帯人員数の2乗	世帯人員数 世帯人員数の2乗
	1級地1ダミー 1級地2ダミー 2級地2ダミー 3級地1ダミー 3級地2ダミー	1級地1ダミー 1級地2ダミー 2級地2ダミー 3級地1ダミー 3級地2ダミー
	ネット資産額(貯蓄現在高-負債現在高) ln(世帯員一人あたりの年収) ln(家賃・地代支出)	ネット資産額(貯蓄現在高-負債現在高) ln(世帯員一人あたりの年収) ln(家賃・地代支出)
対象範囲	生活保護を受給していると推察される世帯を除く世帯のうち「世帯員1人あたり収入」に関して第1・十分位に属する世帯であって、第1類相当支出及び第2類相当支出がともに1円以上計上されている世帯。	

※ 「第1類相当支出」と「第2類相当支出」のそれぞれについて、99%tile値(集計用乗率を加味)を超える世帯については、99%tile値に置き換える(トップコーディング)。

※ 自然対数ln(*)を用いる指標については、もとの値が1未満の場合はln(*)=0とする。

※ 回帰分析にあたっては重み付けを行わない(集計用乗率を加味しない)。

※ 説明変数のうち下線部分は、回帰式A・Bと異なる箇所。